

令和8年7月27日

吉川市長 中原恵人 様

吉川市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 小 林 弘 和

答申書

令和7年8月19日付け庶第295号により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

(別紙)

答申書

第1 審査会の結論

吉川市情報公開条例（平成12年吉川市条例第16号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により審査請求人が行った「〇年〇月〇日、桜井副部長（日暮課長、岡庭係長同席）は、「今後、市はこの問題については対応しない」と発言しました。どのような経緯でこの決定に至ったのかと意思決定の状況が分かる文書（起案書等）」（以下「本件対象文書」という。）の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し、吉川市長（以下「実施機関」という。）が令和7年5月1日付けでした非公開決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び意見書（令和7年9月5日審査請求人提出）並びに口頭意見陳述における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると解される。

1 起案書等について

(1) 審査請求人が請求した公文書は、「どのような経緯でこの決定に至ったのかと意思決定の状況が分かる文書（起案書等）」であり、「どのような経緯でこの決定に至ったのかが分かる文書（法律相談申込書、報告書）」と「意思決定の状況が分かる文書」ではない。また、実施機関は、請求した公文書を法律相談申込書及びその報告書（以下「法律相談記録」という。）へと対象を限定し、非公開決定を導き出している。

(2) 市文書管理規則では、意思決定は文書によるものと規定されている。また、市情報公開条例は、作成すべき文書を作成し、残すべき文書を残し、これを公開することで有効な制度となる。実施機関は、本件処分の理由を「請求に係る公文書は作成していない」としているが、作成すべき文書を作成しないことは、情報公開制度の趣旨に反する。審査会は、市に対して作成すべき文書は作成し、適切に管理されなければ情報公開制度を適切に維持管理できない旨の意見を表明すべきである。

2 法律相談記録について

実施機関は、法律相談記録については条例第7条第5号に該当するため非公開としているが、法律相談記録はこれに該当しない。法律相談とは、行った行為又は行おうとする行為が法に照らして妥当であるかを弁護士に相談するものであり、法令を逸脱した行為がなければ不利益になることはない。

3 請求の範囲について

住民との間で数年かけて話し合った経過の記録も請求の範囲である。審査会では、この経過記録も確認した上で、起案書と意思決定の記録などを含めた文書の開示の可否、文書作成の必要性を確認し、適切な対応をお願いしたい。

4 結論

上記のとおり本件処分は、市文書管理規則第3条に違反するのみならず、条例第7条第5号の不適切な運用による不当な処分であることは明白である。よって、審査請求人の知る権利が不当に侵害されており、本件処分は取り消されるべきである。

第3 実施機関の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) ○年○月○日に、市職員は、住民（以下「本件発言に係る住民」という。）に対し、「今後、市はこの問題については対応しない。」と発言（以下「本件発言」という。）をした。
- (2) 令和7年4月17日に、審査請求人は、吉川市長（以下「実施機関」という。）に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件公開請求をした。
- (3) 令和7年5月1日に、実施機関は、審査請求人に対し、本件対象文書のうち、「どのような経緯でこの決定に至ったのかが分かる文書」については条例第7条第5号に該当する非公開情報があるとともに、「意思決定の状況が分かる文書」は作成していないとして、本件処分をした。なお、「どのような経緯でこの決定に至ったのかが分かる文書」は、市の顧問弁護士に相談した際の法律相談記録であった。
- (4) 令和7年7月8日に、審査請求人は、これを不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した

2 実施機関としての考え方

本件審査請求については、棄却することが妥当である。

3 理由

- (1) 本件対象文書は、「どのような経緯でこの決定に至ったのかが分かる文書」及び「意思決定の状況が分かる文書」と整理できる。このうち前者は、顧問弁護士に相談した際の法律相談記録のみである。また、後者は、本件発言に係る起案文書が該当するが、当該文書は作成していない。
- (2) 条例第7条第5号は「市…の内部…における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、…特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの」

と規定し、市の内部等における適正な意思形成を確保する観点から審議、検討又は協議に関する情報のうち、公にすることにより、特定の者の利益又は不利益を生じさせると認められるもの等を非公開情報として定めたものである。条例第7条第5号では、「訴訟その他訴訟事案に係る市の方針・顧問弁護士との打合わせ内容等」は、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報として非公開情報と定めている。本件発言に係る住民と実施機関は、多くのやり取りをしており、今後、争いに発展する可能性がある。法律相談記録が当該本人に渡し、その後、仮に訴訟となった場合は、実施機関に不利になるものである。したがって、法律相談記録は、条例第7条第5号に該当する。

(3) したがって、本件処分をしたことに何ら違法又は不当な点はない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、棄却することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、次のとおり調査審議を行った。

- | | |
|---------------------------|----------------|
| (1) 令和7年 8月19日 | 諮問書の受理 |
| (2) 令和7年 9月26日 | 実施機関から理由の説明、審議 |
| (3) 令和7年10月23日 | 口頭意見陳述、審議 |
| (4) 令和7年11月 6日
～12月24日 | 職権調査 |
| (5) 令和7年12月24日 | 審議 |
| (6) 令和8年 3月16日 | 審議 |
| (7) 令和8年 5月11日 | 答申内容の確認 |
| (8) 令和8年 7月 8日 | 答申内容の決定 |

第5 審査会の判断の理由

1 起案書等の不存在について

- (1) 本件公開請求の内容は、本件発言に関し、どのような経緯でこの決定に至ったのかと意思決定の状況が分かる文書（起案書等）を求めるものである。これに対し、実施機関は、どのような経緯でこの決定に至ったのかが分かる文書について、法律相談記録を対象文書として特定し、意思決

定の状況が分かる文書（起案書等）については、公文書不存在とした上で、非公開とする本件処分をした。

- (2) 実施機関は、本件発言に係る起案書等について公文書不存在としている。この点について、当審査会において、実施機関に対し、本件発言に係る住民との記録その他の公文書の提出要求をし、調査を実施したが、起案書等は存在しなかった。
- (3) したがって、当審査会では、本件発言に係る起案書等は存在していないと判断した。

2 法律相談記録の条例第7条第5号該当性について

- (1) 条例第7条第5号は、「市…の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、…又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの」を非公開情報として定めている。この趣旨は、吉川市情報公開条例逐条解説（第4版）によれば、「審議、検討又は協議に関する情報が公にされると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合がある。また、…情報が尚早な時期に公にされると、…特定のものに利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるものがあり得る」とされ、「このような情報について、…公にすることの公益性を考慮してもなお、市…の意思決定に対する支障が看過しえない程度のものである場合」に、これを非公開とすることを定めたものである。
- (2) 実施機関は、適切な判断をするために、必要に応じて顧問弁護士に相談を行うことがある。相手方との間に争い等が生じ、又は生じるおそれがある場合は、特に内容の適法・不適法、有利・不利など様々な想定をしながら実施機関側も顧問弁護士側も率直な意見交換を行い、このような意見交換が積みあがり、顧問弁護士は適切な助言をするものである。仮にこの相談内容が公表されるとなると、顧問弁護士は公表されることを念頭に当たり障りのない助言のみになり、率直な意見の交換ができなくなるおそれがある。ましてや争い等の相手方に渡った場合は、実施機関の手の内が分かり、有効な手段を講じることができなくなるおそれがある。その結果、実施機関に不当に不利益を及ぼすことになるかと認められる。
- (3) したがって、法律相談記録は条例第7条第5号に該当する非公開事由があると認められる。

3 本件発言に係る住民とのやりとりに関する文書について

審査請求人は、数年にわたる本件発言に係る住民とのやりとりに関する文書についても、本件公開請求の対象文書であると主張する。しかし、本件公開請求で審査請求人が請求した公文書名は「どのような経緯でこの決定に至ったのかと意思決定の状況が分かる文書（起案書等）」であるところ、

「本件発言に係る住民とのやりとりに関する文書」とは異なる以上、たとえ審査請求人がこのように考えていたとしても、実施機関が当該文書が対象に含まれないものとして対応したことに違法不当があったとまでは言うことはできない。

4 その他審査請求人の主張について

その他審査請求人は、実施機関の説明や対応、本件処分に係る通知書の記載方法等に関する主張を述べるが、いずれも本件処分の内容に影響を及ぼすものではない。

5 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件処分については、妥当であると判断した。

令和8年7月27日

吉川市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小林弘和

委員 横家 豪

委員 杉村好美